(設置)

第1条 事務事業に対する不当要求行為及び暴力行為(以下「不当要求行為等」という。)への対策に取り組み、円滑、適正な業務の執行及び運営の確保を図るため、局に不当要求行為等防止対策連絡会(以下「連絡会」という)を設置する。

(所管事項)

- 第2条 連絡会は次の事項について、協議等を行う。
  - (1) 不当要求行為等の発生に対する予防策及び対応策について
  - (2) 不当要求行為等に対する職員の意識の向上について
  - (3) 不当要求行為等の情報の交換について
  - (4) その他必要な事項について

(構成等)

- 第3条 連絡会の構成は次のとおりとする。
  - (1)委員長は事務局長とし、局連絡会を代表するとともに、会議の 議長を勤める。
  - (2) 副委員長は選挙部長とし、委員長の補佐をする。
  - (3)委員は管理職とする。

ただし、委員長が必要と認めた場合は、必要な職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第4条 連絡会の庶務は、選挙課管理係において処理する。

(その他必要な事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関する事項そ

- の他必要な事項については、委員長がこれを定める。 附 則
- この要綱は、平成15年12月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。